

米原市人権施策推進計画

進行管理調査票

〈令和5年度〉

令和5年7月

第1章 人権尊重の基本理念

第2章 人権意識の高揚を図るための施策について

①就学前教育

・米原市保育の指針に基づく人権保育の推進

【事業内容】	【R4実施状況】	【R5実施目標】	事業実施上の問題点、今後の課題等
「米原市保育の指針」を基に、乳幼児の健やかな成長、発達を保障できるよう保育内容の充実を図る。	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人一人の子どもの人権を大切にする保育を推進した。また、「米原市保育の指針」をもとに、発達に応じた保育を行い、乳幼児期の豊かな体験を通して、学びに向かう力を育むとともに、保育者の資質向上に努めた。各園で必要な書籍やDVD等を購入し、園ごとに研修を行い、内容を報告した。調理師も各園の課題に応じて書籍を購入した。	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人一人の子どもの人権を大切にする保育を推進していく。また、「米原市保育の指針」をもとに、発達に応じた保育を行い、乳幼児期の豊かな体験を通して、学びに向かう力を育むとともに、保育者の資質向上をめざす。各園で必要な書籍やDVD等を購入し、園ごとに研修を行い、内容を報告する。調理師も各園の課題に応じて書籍を購入する。	各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人ひとりの子どもの人権を大切にする保育を実践している。0歳児から5歳児までの育ちを見通し、子どもの主体性を大切にしながら、乳幼児期にふさわしい体験を重ねることができるようになっている。人権保育の推進はどの園も長年継続して実施しているが、事業が形式化している面もある。職員の人権感覚・人権意識の向上が望まれる。

②学校教育

・教職員研修の実施

【事業内容】	【R4実施状況】	【R5実施目標】	事業実施上の問題点、今後の課題等
人権教育にかかる学校訪問による教職員研修の実施	・公立校園（全20校園）の人権教育・保育推進担当者を対象に人権研修を実施した。20校園が参加し、部落差別をテーマに研修を行い、資質向上を図った。 ・米原市人権教育研究会は双葉中学校を会場として実施し、195名が参加	・学校・園へ訪問する機会を捉え、人権教育および人権保育の向上に資する指導と助言を積極的に行う。 ・公立校園の人権担当者を対象とした研修を実施し、人権教育に関する資質の向上を図る。 ・米原市人権教育研究大会を開催し、各校からの実践レポートを通して研究協議を行う。 ・11月3・4日には滋賀県人権教育研究大会を県教委・滋人教との共催で実施する。	人権教育・保育にかかる訪問は、平成25年度から実施しており、一定の成果が得られていると考える。しかし、訪問を受ける学校によっては、行事や出張などと重なり、全職員が参加できないこともある。

③社会教育

・出前講座・まなびサポーター事業

【事業内容】	【R4実施状況】	【R5実施目標】	事業実施上の問題点、今後の課題等
出前講座とまなびサポーターのメニューにおいて人権に関わる講座を開設する。	令和4年度：7件（実績） 内訳 ○人権ワークショップ&講話 6件 ○人権尊重のまちづくり 0件 ○男女共同参画の社会づくり 1件 事業所等での職員研修の場での利用により、市民人権意識の向上に寄与することができた。	令和5年度：9件（目標） 各自治会やサロン、事業所等に講師を派遣し、人権意識・人権感覚を高める学習機会を提供する。 学校等においても出前講座活用の提案を積極的に行う。	他の種類の講座と比較して利用者が少なく、講座の活用について広報等で推奨を図る必要がある。（人権ワークショップ&講話、人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会づくり、多文化共生のまちづくりの4講座を開設している。）

（1）人権教育の推進

(1) 人権教育の推進	④家庭教育			
	・教育講演会			
	<p>【事業内容】 青少年問題に関わる関係者、保護者を対象に、青少年の健全育成・家庭教育の充実に関する講演会を開催する。</p>	<p>【R4実施状況】 【R4年度実績】 教育講演会（米原市青少年育成市民会議、米原市PTA連絡協議会） 令和4年10月15日（土） 市役所本庁舎コンベンションホール 講師：仲島正教氏 演題：「あーよかったな あなたがいて」～つながりと感動を合言葉に～ 参加者数：117人</p>	<p>【R5実施目標】 PTA教育講演会等における家庭教育の啓発 令和5年10月21日（土）開催（予定） 講師：山崎清治氏 演題：「子どもたちの「今」を生き抜く力」</p>	<p>事業実施上の問題点、今後の課題等 家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深め、子どもに対する人権教育の効果を高めるため、家庭教育に関する学習機会を充実する必要がある。</p>
(2) 人権啓発の推進	①市民啓発			
	・きらめき人権講座の開催			
	<p>【事業内容】 年4回、人権教育推進員、行政職員、学校教職員などに積極的な参加を呼びかけ、市民を対象に「きらめき人権講座」を開催する。</p>	<p>【R4実施状況】 人権知識や人権感覚を磨き、それぞれの立場で活躍いただける人権リーダーの育成を目的として、きらめき人権講座を年4回開催した。 第1回 44人（8月19日） 第2回 54人（9月15日） 第3回 41人（10月7日） 第4回 47人（11月24日） 合計 186人（実績） 「LGBTQ」、「多文化共生」、「SDGsと人権」等をテーマに研修会を開催し、参加者の方々に多種多様な人権問題について知識を習得していただくことができた。</p>	<p>【R5実施目標】 令和5年度：きらめき人権講座 4回開催各回60人（目標） 第1回（8月9日） 第2回（9月14日） 第3回（10月6日） 第4回（11月18日） チラシ、案内郵送、伊吹山テレビ文字放送等を活用し、講座の開催を広く市民にPRする。</p>	<p>事業実施上の問題点、今後の課題等 あらゆる人権問題に関する学習を深めるとともに、人権問題に対する意識の向上等を目指して、年4回シリーズできらめき人権講座を開催している。参加しやすいように平日の夜という時間設定にしており、今後さらに多くの人が参加しやすい環境を整えていく必要がある。</p>
・地域人権リーダー研修会の実施				
	<p>【事業内容】 各自治会で人権教育推進員を選出して、推進員を対象に地域人権リーダー研修会を実施する。</p>	<p>【R4実施状況】 市民一人一人の大きな学習の機会として、ハートフル・フォーラムを円滑に実施していただくため、その推進役となっていたリーダーを対象に、地域人権リーダー研修会を開催した。新型コロナウイルス感染症対策として、自治会関係者と啓発協力者・市職員向けの研修会として、2回に分けて開催した。 令和4年度：142人（実績） ・自治会関係者向け（7月15日）：76人 ・啓発協力者等向け（7月29日）：66人 ハートフル・フォーラムに関わる知識を身につけていただき、各自治会でのハートフル・フォーラムの企画、運営に役立てていただくことができた。</p>	<p>【R5実施目標】 地域人権リーダー研修会の参加人数 令和5年度：180人（目標） ハートフル・フォーラムの実践事例の紹介を研修会の中で行い、令和5年度のハートフル・フォーラムの参考にしていただく。 ・自治会関係者向け（7月13日） ・啓発協力者等向け（7月20日）</p>	<p>事業実施上の問題点、今後の課題等 各自治会で取り組むハートフル・フォーラムの企画や運営を円滑に行い、地域のリーダーとして活躍する推進員を対象とした研修会を開催する。マンネリ化しないように各自治会から実践事例を発表いただいている。</p>

(2) 人権啓発の推進	①市民啓発			
	・ハートフル・フォーラムの自治会での実施			
	【事業内容】	【R4実施状況】	【R5実施目標】	事業実施上の問題点、今後の課題等
	各自治会でハートフル・フォーラムを実施し、啓発協力者と自治会担当者を派遣する。	地域での人権課題の早期解消を図るため、各自治会と共催でハートフル・フォーラムを開催した。 令和4年度：58自治会（53.7%） 888人(実績) ※アンケート協力者数 出前講座や講師による談話、ワークショップやDVD、啓発チラシ等を活用いただき、自治会に合った方法で、人権学習の機会を創り出すことができました。	ハートフル・フォーラム実施自治会数、参加人数 令和5年度：108自治会（100%）2,500人(目標) 集会で行うグループワークを伴うハートフル・フォーラム開催を推進する。 人権協担当者による出前講座を積極的に活用いただけるように、呼びかけを行っている。	それぞれの家庭や地域社会における人権上の課題を見つめ直すとともに、人権意識や人権感覚の向上を目指して、ハートフル・フォーラムを開催している。毎年同じ手法で実施しているとマンネリ化してしまう恐れがあり、参加者の拡大や効果的な啓発方法などが今後の課題となっている。
	②企業啓発			
	・企業内人権研修推進のための窓口担当者設置			
	【事業内容】	【R4実施状況】	【R5実施目標】	事業実施上の問題点、今後の課題等
	概ね常時雇用する従業員の数が20人以上の企業・事業所に対して、企業内人権研修推進のための事業所内公正採用選考・人権啓発担当者を設置する。	事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の未設置企業を減少させ、企業との連携が取りやすい体制を構築できた。 令和4年度：0社	事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の未設置企業数0社の状態を維持する。	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりを実現するために、企業・事業所と行政が連携できる組織づくりを行う。
	・企業・事業所訪問の実施			
	【事業内容】	【R4実施状況】	【R5実施目標】	事業実施上の問題点、今後の課題等
概ね常時雇用する従業員の数が20人以上の企業・事業所に対して、7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて企業訪問を実施する。	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」に訪問対象となる69社への企業訪問を実施したことで、差別のない明るい職場づくりの進捗状況の確認や課題を把握できた。 対象訪問先：69社 令和4年度実績：69社	7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」に訪問対象となる69社への企業訪問を実施する。 対象訪問先：69社	同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりが一層推進されるために実施。訪問時に県から配布される調査表をもとに聞き取り調査を行う。また、それ以外にも相談等があれば対応する。	
④啓発教材の活用				
・人権動画の作成				
【事業内容】	【R4実施状況】	【R5実施目標】	事業実施上の問題点、今後の課題等	
市民に広く人権について考える機会となるよう、人権作品を活用した、啓発教材を作成する。	人権カレンダーを14,000冊作成し、市内全戸に配布した。人権動画を作成し、12月の人権週間に伊吹山テレビで放送するほか、YouTubeに投稿を行った。	時間や場所に縛られない啓発を行うため、人権作品を活用した人権動画を作成し、広く市民に人権について考える機会とするために活用する。	あらゆる人権問題への気付きを実感できる、親しみやすい教材づくりを行うことで、人権意識の高揚等を図る必要がある。	

第3章 人権問題における分野ごとの施策について

●相談体制の充実

・生活相談員の配置

【事業内容】	【R4実施状況】	【R5実施目標】	事業実施上の問題点、今後の課題等
隣保事業を実施していた地域で、未だに人権問題や生活困窮等の課題があることから、地域住民の近くで相談事業を展開する。	人権問題や生活困窮をはじめとする相談を行い、相談者に寄り添い助言や専門機関等へのつなぎを行った。 相談件数：64件	人権問題や生活困窮をはじめとする相談を行い、相談者に寄り添い助言や専門機関等へのつなぎを行う。	旧隣保館をもつ、自治会では環境改善が大きく進んだが、住民の生活実態やニーズが変化しつつある中で、未だに人権問題や生活困窮等の課題がある。令和6年度以降、旧隣保館での相談業務を行わない予定のため、市役所内における包括的な相談体制の充実を図る必要がある。

●同和教育の推進

・学校教育における人権・同和教育の推進

【事業内容】	【R4実施状況】	【R5実施目標】	事業実施上の問題点、今後の課題等
学校における人権・同和教育を進めるために、指導資料等の活用と啓発を図る。	県教委作成「人権・部落問題学習教材集」等を、市内全小中学校で活用し、人権教育の推進に役立てることができた。	人権・同和教育を進めるのに有効な指導資料等を、各校の実情に応じて有効活用する。 (15校)	児童生徒の興味・関心を引き出すことができるよう、創意工夫を凝らした教育資材等を活用し、人権・同和教育を推進する必要がある。

●啓発活動の推進

・街頭啓発

【事業内容】	【R4実施状況】	【R5実施目標】	事業実施上の問題点、今後の課題等
同和問題啓発強調月間（9月）、人権週間（12月）に合わせ、人権擁護委員、法務局職員、市職員が合同で米原駅、量販店等で街頭啓発を実施する。	月間、週間に合わせて、街頭啓発を人権擁護推進員と連携して開催した。 令和4年度：3か所(実績)	月間、週間に合わせて、街頭啓発およびのぼり旗の設置を行い、人権啓発を実施する。	月間や週間に合わせて行う街頭啓発は、一定の啓発効果がある。より一層の啓発効果が得られるように、啓発物資の工夫や新たな啓発場所の選定を行っていく必要がある。

・人権作品募集による市民啓発

【事業内容】	【R4実施状況】	【R5実施目標】	事業実施上の問題点、今後の課題等
豊かな人権感覚を身につけることを目的として、市内小中学生を対象に人権作品の募集を行う。	令和4年度：応募点数150点	令和5年度：応募点数 155点（目標） ※全ての小中学校から応募いただくよう呼びかけを行う。	令和4年度までは人権作品の優秀作品は人権啓発のため人権カレンダーや人権動画での活用をはじめ、広報まいばらや公共施での掲出や啓発グッズに活用していたが、令和5年度は人権カレンダーを作成しないため、それに替わる方法を考える必要がある。

●就学前保育・教育			
・人権保育の推進に向けた取組			
【事業内容】 人権保育の推進・充実が図れるよう、園全体で組織的・計画的に取り組みを進めるとともに職員の豊かな人間性と人権感覚を身につける。地域・学校など関係機関との連携を図る。	【R4実施状況】 子どもの内面を理解し、発達に応じた保育内容の実践に努めた。 職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努めた。また、職員間の連携、資質向上を図った。（こども理解、事例研究の実施） 令和4年度（実績・公立園） 職員人権研修 49回 滋賀県人権保育研究集会、滋賀県人権教育研究大会等への参加 全人保参加人数 4人 各中学校区との教育フォーラムの実施（2校区）	【R5実施目標】 子どもの内面を理解し、発達に応じた保育内容の実践に努める。 職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努める。また、職員間の連携、資質向上を図る。（こども理解、事例研究の実施） 令和5年度（目標・公立園） 職員人権研修 60回 滋賀県人権保育研究集会、滋賀県人権教育研究大会等への参加 全人保参加人数 5人 各中学校区との教育フォーラムの実施（5校区）	事業実施上の問題点、今後の課題等 子どもや家庭にかかわる関係機関が連携し、子どもの人権を守り子ども自身の人権感覚を育てよう取り組む。 米原・河南中学校区では県の「自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業」の指定を受け、保幼認小中高の連携のもと、子どもを取り巻く様々な課題解決に向けて取り組んでいる。20数年継続している事業であるが一つ一つの取組の目的を職員が共通理解し、取組む必要がある。
●いじめや虐待防止等への取組の推進			
・いじめ問題対策連絡協議会の開催			
【事業内容】 いじめの防止等に関する施策の推進し、関係機関との協議調整等を行う。	【R4実施状況】 いじめ問題対策連絡協議会を1回開催した（実績5月16日） 情報交換を行い、各種団体の連携を図った。	【R5実施目標】 いじめ問題対策連絡協議会を開催し、情報交換を行い、各種団体の連携を図る。（5月開催予定）	事業実施上の問題点、今後の課題等 協議会での内容を次の協議会に活かせるように、事務局である人権政策課と学校教育課との連携を行っていく必要がある。
・CAPプログラムによる人権教育			
【事業内容】 子どもの権利保護、虐待防止を目的に教職員、児童（小学5年生、5歳児）とその保護者を対象にCAPプログラム教育を実施する。	【R4実施状況】 市内の5歳児とその保護者、教師を対象にCAPプログラム教育を実施。 令和4年度実績 教職員1回、保護者9回・子ども27回	【R5実施目標】 市内の5歳児とその保護者、および教職員を対象にCAPプログラム教育を実施する。	事業実施上の問題点、今後の課題等 CAPプログラム（子どもへの暴力防止）は、子どもの人権意識を高め、いじめや誘拐、虐待、性暴力などのあらゆる暴力から自分を守る力を引き出す人権教育プログラムで、毎年対象児童や保護者が異なるため、継続的な取組が必要である。
●子どもの相談体制の充実と周知			
・子ども家庭相談室相談事業			
【事業内容】 家庭相談員が子育ての悩みや困りごとの相談を受け、問題解決を図るための支援を行う。	【R4実施状況】 令和4年度実績 児童相談受付件数 316件。 内、児童虐待相談件数206件。 相談員による相談や、その後の対応等進捗管理を確実に進めることで、虐待による死亡事案を起こすことなく、また事案の重症化予防につながった。	【R5実施目標】 子ども家庭相談常時開催 平日8：30～17：15 ※対象年齢：18歳未満	事業実施上の問題点、今後の課題等 子ども家庭相談室に寄せられる相談は、家庭環境や親の成育歴、経済的な困窮、子ども自身に発達の課題がある等複数の要因が絡み合っている複雑な相談が増えている。問題解決に向けケース会議を開催し、福祉、保健、教育、他関係機関と情報共有を図り、役割分担しながら支援を行う必要がある。

(2) 子どもの人権	●子どもの貧困対策の推進			
	・ひとり親家庭等生活・学習支援事業			
	【事業内容】 ひとり親家庭等の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭等の子どもの生活の向上を図る。	【R4実施状況】 利用者 5人	【R5実施目標】 新規利用者 実施事業者の確保	事業実施上の問題点、今後の課題等 子どもの生活力向上を図ること、子どもの未来の貧困を防ぐことを目的とする。支援が必要な子どもについて、学校や支援機関と情報共有が必要。
(3) 女性の人権	●男女平等の意識づくり			
	・男女共同参画センターの活用			
	【事業内容】 人権総合センターに併設されている男女共同参画センター事業の充実を図り、啓発を行う。	【R4実施状況】 男女共同参画の推進のために、各種事業を実施し男女共同参画社会の理解を深め、地域社会、家庭、職場における男女のあり方を考えることができた。 男女共同参画講演会：2回開催（6月24日52人参加、11月26日延べ128人参加） カウンセラーによる女性相談（延べ49人）	【R5実施目標】 指定管理者管理業務仕様書に基づき、必要な事業を行う。 男女共同参画講演会、カウンセラーによる女性相談（年24回以上）などを行う。	事業実施上の問題点、今後の課題等 男女共同参画推進の拠点として、各種講演会等の事業を実施し、より一層事業の充実を図る必要がある。また、センターを核とした女性相談業務等についても、市と情報共有し連携した対応の充実を図っていく必要がある。
	●男女平等の社会づくり			
・審議会・協議会委員の選任				
【事業内容】 基本方針を設け付属機関の委員の選任に当たっては、男女の構成割合は、定数の7割を超えて一方の性で占めないように努力義務を設ける。	【R4実施状況】 各種審議会委員のうち女性が占める割合 R4年度実績 34.2% 委員総数 658人 うち女性委員 225人	【R5実施目標】 各種審議会委員のうち女性が占める割合 R5年度目標 35%	事業実施上の問題点、今後の課題等 公正、透明で効率的な行政運営を行うため、市民等の意見が反映できる付属機関等の委員の選任に努める必要がある。	
・女性自治会役員を選任				
【事業内容】 米原市各自治会の自治会役員（自治会長・自治会長代理）に女性を選任するよう啓発を行う。	【R4実施状況】 各地域自治連絡協議会や自治会要望ヒアリングの場などを活用して、女性役員登用に向けた啓発を行いました。 女性役員（自治会長、自治会長代理、会計）を登用した自治会数 自治会長 2人 自治会長代理 0人 会計 6人 計 8人（7自治会）	【R5実施目標】 各地域自治連絡協議会や自治会要望ヒアリングの場などを活用して、に女性役員登用に向けた啓発を行う。 女性役員（自治会長、自治会長代理、会計）を登用する自治会数 令和5年度目標 9自治会	事業実施上の問題点、今後の課題等 自治会役員への女性選任は、少ない状況にあり、自治会内における男女共同参画意識の醸成が必要である。	

(3) 女性の人権	●女性に対するあらゆる暴力の根絶			
	・DV相談窓口の設置			
	【事業内容】 子を持つDV被害者から相談を受け、母子の生命の危険を回避できるよう、関係機関と連携を図りながら支援する。	【R4実施状況】 相談対応：随時 相談延べ件数：令和4年度34件	【R5実施目標】 相談対応：随時	事業実施上の問題点、今後の課題等 DV男性の支配下におかれた状態で生活していると、DVを受けているという意識が低くなり、自己肯定感も薄れてしまうことが多い。母子の生命の危険を回避するために、関係機関と連携をとり、迅速な判断、支援が必要。
(4) 高齢者の人権	●相談体制の充実と周知			
	・女性のための相談ルーム「つくし」の周知			
	【事業内容】 男女共同参画センターで実施している女性のための相談ルーム「つくし」の周知を行い、女性の相談しやすい環境を整える。	【R4実施状況】 女性のための相談ルーム「つくし」 ・毎月広報まいばらに掲載を行った。 ・毎月伊吹山テレビ文字放送を行った。 ・相談件数：132件 ・カウンセラーによる女性相談：49件	【R5実施目標】 女性のための相談ルーム「つくし」 広報まいばらへの掲載：計12回以上 伊吹山テレビ文字放送の放送：計12回以上	事業実施上の問題点、今後の課題等 女性の中には生活の様々な場面で相談ができずに、自分で我慢をし抱えてしまうことがあり、相談し易い環境を整えていく必要がある。
●安心ネットワークの構築				
・地域支え合い活動の推進				
	【事業内容】 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを行う。	【R4実施状況】 ・地域支え合いセンターが関り、新たな取組につながる件数：13件 (内訳) ・移動販売新規マッチング数：7件 ・他団体同士や企業等とのマッチング数：5件 ・居場所づくり支援(情報交換会)：2回 ・地域圏域ごとの各種団体の協議体の開催と市全域の協議体の開催 各地域圏域：61回 市全域：2回	【R5実施目標】 ・地域支えあいセンターが関り、新たな取組につながる件数：10件 (内訳) ・移動販売新規マッチング数：2件 ・他団体同士や企業等とのマッチング数：5件 ・居場所づくり支援(情報交換会)：2回 ・地域圏域ごとの各種団体の協議体の開催と市全域の協議体の開催 各地域圏域：40回開催 市全域：2回開催	事業実施上の問題点、今後の課題等 生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手育成・発掘等の地域資源の開発やネットワークを構築するため、平成27年7月に地域支え合いセンターを設置し、ボランティアコーディネーターと生活支援コーディネーターを配置した。コミュニティビジネスの創出やマッチングを進めていく。
●高齢者の生きがい活動・社会参加の促進				
・高齢者等居場所づくり事業				
	【事業内容】 地域での支え合いの活動で、元気な高齢者が活躍し、支援の必要な高齢者が身近な地域でサービスを受けられるような居場所づくりの立ち上げ支援、継続支援を行う。	【R4実施状況】 ・令和4年度新規団体立ち上げ数：4団体 ・令和4年度常設型居場所設置事業取組団体数：1団体(池下)	【R5実施目標】 ・令和5年度新規団体の目標：3団体 ・令和5年度常設型居場所設置事業新規取組団体の目標：1団体	事業実施上の問題点、今後の課題等 自治会ごとに高齢者等の居場所づくりと生活支援の仕組みづくりを進めるため、互助によるコミュニティの構築と地域活性化を図る取組を進める。今後は補助金交付要綱の見直しを行い、事例紹介等を通して地域が取り組みやすい制度とする。

●障がいと障がいのある人への理解促進			
・ボランティア養成事業			
【事業内容】 手話奉仕員養成講座と音訳ボランティア養成講座を開催する。	【R4実施状況】 ・手話奉仕員養成講座(入門編 受講者数) 12人 ・手話チャレンジ講座(介護編 受講者数) 6人 ・公開講座を聴講する市職員数 4人 ・音訳ボランティア養成講座(読み方勉強編) 8人	【R5実施目標】 ・手話奉仕員養成講座(入門編 受講者数) 20人 ・手話チャレンジ講座(介護編 受講者数) 20人 ・公開講座を聴講する市職員数 10人	事業実施上の問題点、今後の課題等 平成17年度から、手話奉仕員養成講座と音訳ボランティア養成講座を開催している。受講生の確保、受講後の地域活動の継続、さらに手話奉仕員養成講座の講師不足が課題である。近年、市職員の講座の受講がなく、せめて公開講座は多くの職員に参加してもらえるよう周知を行う必要がある。
●社会参加の支援と雇用・就業の促進			
・市職員における障がい者雇用対策			
【事業内容】 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者の雇用を実施する。	【R4実施状況】 令和4年度 法定雇用率2.6% 米原市実雇用率2.7% (R4.6.1現在) 法定雇用率向上のための取組 ・正規職員 障がいの有無にかかわらず受験の機会を提供した。 ・会計年度任用職員 新たに事務職として会計年度任用職員を1人採用した。	【R5実施目標】 令和5年度 法定雇用率2.6% 米原市実雇用率2.69% (R5.6.1現在) 法定雇用率向上のための取組 ・正規職員 障がいの有無にかかわらず受験の機会を提供する。 ・会計年度任用職員 現在任用しているパートタイム職員の勤務時間の延長を基本としながら、新たな採用についても検討する。	事業実施上の問題点、今後の課題等 今後も障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、職員構成等も勘案し、法定雇用率以上の雇用を目指す。
●安心して暮らせるまちづくり			
・意思疎通支援事業			
【事業内容】 視覚や聴覚に障がいがある人のために、音の広報発行事業、意思疎通支援事業を行う。	【R4実施状況】 視覚に障がいがある人のために音の広報を発行するとともに、聴覚に障がいのある人の意思疎通支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣しました。 手話言語条例に基づき、各種事業を行いました。 令和4年度実績 手話通訳者派遣：493回、要約筆記者派遣：5回 音の広報発行16回(市広報：12回、議会だより：4回) 手話施策推進会議の開催(計7回)	【R5実施目標】 令和5年度目標 手話通訳者派遣：450回、要約筆記者派遣：10回 音の広報発行16回(市広報：12回、議会だより：4回) 手話施策推進会議の開催(計6回)	事業実施上の問題点、今後の課題等 視覚に障がいがある人のために音の広報を発行するとともに、聴覚に障がいのある人の意思疎通支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣している。音訳ボランティア、手話通訳者・要約筆記者を増やすことが課題である。平成30年4月施行の「手と手をつなぐ 米原市手話言語条例」に基づき、手話やるう者に対する理解を広め、手話を言語として使用し安心して生活できるよう各種事業を行う。手話施策推進会議において、施策の検証・検討を行う。

(5) 障がい者の人権	●相談体制の充実と周知			
	・相談体制の充実			
	【事業内容】 身体障害者相談員・知的障害者相談員が、身体障がいや知的障がい者からの日常的な相談に応じたり、必要な助言・指導を行う。 相談支援事業所において、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行う。	【R4実施状況】 障害者相談員および相談支援専門員の確保に努める。 相談の質の向上および湖北圏域に設置された基幹相談支援センター等関係機関との連携の強化を進める。 身体障害者相談員4人 知的障害者相談員2人 市内相談支援事業所3カ所	【R5実施目標】 身体障害者相談員4人 知的障害者相談員2人 市内相談支援事業所3カ所	事業実施上の問題点、今後の課題等 障害者相談員および相談支援専門員の確保が難しくなっている。 相談の質の向上および湖北圏域に設置された基幹相談支援センター等関係機関との連携の強化が求められる。
(6) 外国人の人権	●外国籍市民への生活支援			
	・外国語版広報の発行			
	【事業内容】 広報まいばらの記事を翻訳し、外国語版として発行する。	【R4実施状況】 毎月1回広報外国語版（ポルトガル語・中国語）の発行とホームページへの掲載を行い、外国籍従業員のいる事業所等に配布し、市の情報を提供することができた。	【R5実施目標】 令和5年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。 令和5年度：毎月1回広報を発行（目標）	事業実施上の問題点、今後の課題等 外国語版広報はポルトガル語と中国語の2言語のみの対応であり、少数言語等への対応が課題である。
	・日本語教室の開催			
【事業内容】 市と米原市多文化共生協会が連携し、市内のボランティアを募集し、外国籍市民に日本語を学習する場を提供する。	【R4実施状況】 外国籍市民等を対象に、ボランティアの協力を得て、日本語の学習講座（週1回2時間程度）を山東会場で33回開催し、日本語学習の機会を提供し、日常生活の一助とすることができた。 延べ109人の参加 日本語教室ボランティア登録人数：18人	【R5実施目標】 令和5年度もNPO法人米原市多文化共生協会において事業委託を行う。	事業実施上の問題点、今後の課題等 平成24年度から多文化共生協会のボランティアを中心に教室を実施しており、受講者拡大を図っている。ボランティア登録数が少ない傾向にあり、運営方法を検討する必要がある。	
●多文化共生意識の醸成				
・多文化共生イベント等の実施				
【事業内容】 市と米原市多文化共生協会が連携し、外国籍市民との食文化交流やイベントを開催する。	【R4実施状況】 次の事業を開催し、外国籍市民と日本人がふれあう機会を提供することができた。 7月2日～10月15日：英会話にチャレンジ児童教室（全20回11人参加） 9月15日：多文化まちづくり講演会（52人参加） 12月7日～16日：カリダ先生の英会話教室（全6回5人参加） 12月10日：寄せ植え教室（30人参加） 3月10日：防犯・防災教室（30人参加）	【R5実施目標】 適宜計画を立てて事業の実施を行っていく。	事業実施上の問題点、今後の課題等 平成23年度に多文化共生協会が設立されて以降、活動が行われており、ボランティアなど市民団体の育成が今後の課題であるとともに、市内の学校や企業などと連携も必要である。	

(7) 生活困難者の人権	●生活保護受給者の自立支援			
	・生活保護事業			
	【事業内容】 生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立生活に向けた援助を実施する。	【R4実施状況】 生活保護世帯数 令和4年度：149世帯 稼働能力のある生活保護受給者20人に対して就労支援を行い、8人を就労につなげることができた。	【R5実施目標】 生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保証するとともに、自立生活に向けた支援を実施していく。	事業実施上の問題点、今後の課題等 高齢者世帯や不安定雇用労働者の増加により、生活保護受給者の増加が見込まれる。
	●生活困窮者の自立支援			
	・自立相談支援事業（就労支援）			
	【事業内容】 複合的な課題を抱える生活困窮者に対して適切な支援を実施するため、緊急に支援が必要な場合など、生活困窮者の状況に応じて臨機応変に支援を行う。	【R4実施状況】 ・生活困窮者の社会参加または就労の場を広げ経済的に自立できるよう支援した。 令和4年度実績 困窮者対応新規相談件数 52人 就労準備支援事業利用者数 1人 協力事業所の場の開拓 26事業所	【R5実施目標】 ・生活困窮者の社会参加または就労の場を広げ、ニーズに応じた就労に向けた経験が積めるよう協力企業を開拓する。 新規協力企業目標：1社	事業実施上の問題点、今後の課題等 就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難である人への早期発見早期支援が必要である。
(8) その他様々な人権	●個人のプライバシーの保護			
	・住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度			
	【事業内容】 住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した時、事前登録がある人に証明書を交付した事実をお知らせする。	【R4実施状況】 ・市公式ウェブサイトに掲載 ・市広報誌への掲載 ・各窓口に啓発用チラシを配布 令和4年度末：337人、登録率0.86%	【R5実施目標】 本人通知事前登録者数の増加を図る。 令和5年度末：377人、登録率1%	事業実施上の問題点、今後の課題等 平成26年2月から実施しており、平成27年2月から登録期間を無期限とした。市の広報誌への掲載のほか、ハートフル・フォーラム（地区別懇談会）や地域人権リーダー研修会などの市民が参加する人権研修会において制度の啓発を行っている。制度の周知や事前登録者の増加のために、今後も引き続き啓発していくことが必要である。
	●求職者の人権			
	・企業への公正採用の啓発			
	【事業内容】 企業訪問実施時に啓発を行う。	【R4実施状況】 採用選考時に企業が求めている書類について啓発したことで、公正採用選考の意識向上を図った。	【R5実施目標】 企業訪問の際に、企業が採用時に求める提出書類を確認し、啓発を行う。	事業実施上の問題点、今後の課題等 同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへの啓発をするために継続した取組が必要である。

第4章 その他人権施策を推進するために必要なこと

(1) 推進体制の充実	①市の推進体制			
	・米原市人権尊重のまちづくり審議会の取組			
	【事業内容】 人権尊重のまちづくりに関する重要事項を審議する機関として、米原市人権尊重のまちづくり審議会を開催する。	【R4実施状況】 令和4年度：2回開催（6月、11月） 米原市人権施策推進計画（進行管理調査票）の進行管理、人権意識調査について協議を行った。	【R5実施目標】 審議会を開催し、人権尊重のまちづくりに関する重要事項を審議する。 令和4年度：年間2回開催（実績） 令和5年度：年間3回開催予定。 米原市人権施策推進計画（進行管理調査票）の進行管理、人権意識調査結果について協議を行う。	事業実施上の問題点、今後の課題等 様々な人権課題に対して、同和対策本部会等の庁内組織で議論が行われる一方で、審議会での議論を通じて提言などを行うことにより、より実効的な人権施策の実現を目指していくことが求められる。
(2) 人権擁護の推進	①相談窓口の充実			
	・心配ごと総合相談事業			
	【事業内容】 毎月原則第2、第4火曜日に、相談員が心配ごと総合相談を実施する。	【R4実施状況】 ・毎月2回、4会場で相談事業を実施。市民の身近な相談窓口となり、相談内容によって必要な場合は他機関へ繋いだ。 相談件数 令和4年度実績：10件	【R5実施目標】 ・毎月2回、4会場で相談事業を実施。市民の身近な相談窓口となり、相談内容によって必要な場合は他機関へ繋いでいく。	事業実施上の問題点、今後の課題等 相談者が減少傾向にあり相談者が0人の回も散見される。相談会場について充分知られていないことが考えられるため、心配ごと総合相談日に、会場入り口に垂れ幕を設置し周知を図る必要がある。
(3) 推進計画の策定および基本計画の見直し	・人権意識調査の実施			
	【事業内容】 市民の人権問題に関する意識を問うことにより、今後の施策の方向性などを見いだす。	【R4実施状況】 R4年度は意識調査を行い、市内18歳以上の2000人を無作為抽出し意識調査の協力をしてもらう。（734人の回答）	【R5実施目標】 人権意識調査報告書および概要版を完成させ、HP等に載せ周知を行う。	事業実施上の問題点、今後の課題等 人権意識調査は5年ごとに実施（令和4年度実施）しており、調査項目等の内容については、今後も人権尊重のまちづくり審議会での議論を深め、より効果的な啓発等に生かす必要がある。全ての人権問題において、より詳細な実態把握を行うことが難しく課題である。